

嘉手納町大学等学生応援給付金給付事業実施規則

令和2年6月17日
教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的な影響を受けていることが懸念される大学生等に対して、修学環境の維持を支援するため、大学等学生応援給付金（以下「給付金」という。）を給付する嘉手納町大学等学生応援給付金給付事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年並びに専攻科に限る。）、高等学校（第58条に規定する専攻科及び別科に限る。）若しくは法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）又はこれらに準ずるものとして町長が認める学校（以下「大学等」という。）に在学する者をいう。ただし、正規職員として就労し、当該就労先から給与等を得ている者を除く。
- (2) 扶養親族 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号における扶養親族をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、嘉手納町とする。

(給付対象者)

第4条 給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年4月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく嘉手納町の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者又は基準日において、住民基本台帳に記録されていない者であって、住民基本台帳に記録されている者の扶養親族であること。
- (2) 第6条の規定による申請の日において、大学生等であること。

(給付額)

第5条 給付金の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 沖縄県内の大学等に在学している給付対象者 1人につき3万円
- (2) 沖縄県外の大学等に在学している給付対象者 1人につき5万円

(申請方法等)

第6条 給付金の申請は、嘉手納町大学等学生応援給付金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

- 2 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要事項を記入し、在学証明書並びに振込先口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人の確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、町長へ提出するものとする。
- 3 申請者は、次の事項を必ず確認し、当該事項に同意の上、申請を行うものとする。
 - (1) 町長が受給資格を確認するにあたり、嘉手納町の保有する公簿等で確認を行うこと。
 - (2) 前号の規定において受給資格が確認できない場合は、関係書類の提出に応じること。
 - (3) その他この規則の規定を遵守すること。

（申請受付開始日及び申請受付期限）

第7条 給付金の申請受付開始日は、令和3年4月1日とする。

- 2 給付金の申請受付期限は、令和3年6月30日とする。

（給付決定）

第8条 町長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により給付を決定したときは、嘉手納町大学等学生応援給付金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により不支給を決定したときは、嘉手納町大学等学生応援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（給付方法）

第9条 町長は、第6条に規定する申請において申請者が指定した金融機関の口座への振込みにより、給付するものとする。

（申請書不備の場合の取扱い）

第10条 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、嘉手納町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第11条 町長は、給付を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により給付を受けたときは、給付金の全部の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及び第11条の規定については、この規則の失効後も、なおその効力を有する。